

総合評価落札方式（施工能力評価型）入札説明書

次の工事の入札を総合評価落札方式（施工能力評価型）によって実施します。入札に参加する意思がある場合は、下記に掲げる要領によって技術資料を作成し提出してください。

記

1 工事の概要

- (1) 工事名 東播磨港 高砂地区 護岸補強工事（その9）（以下「本件工事」という。）
- (2) 工事場所 入札公告 1 (2) のとおり
- (3) 工事概要 入札公告 1 (3) のとおり
- (4) 工期（又は施工期間） 入札公告 1 (4) のとおり

2 技術資料等作成要領

(1) 提出資料

① 入札書

② 技術資料（様式）

- ア 施工能力評価型 技術資料 表紙（施工能力評価型様式 1 号）
- イ 自己評価申告書（施工能力評価型様式 2 号）
- ウ 企業の施工能力（施工能力評価型様式 3 号）
- エ 配置予定技術者の技術力（施工能力評価型様式 4 号）
- オ 技術者の育成（施工能力評価型様式 5 号）
- カ 不履行項目数（施工能力評価型様式 6 号）
- キ 当該工事で使用する作業船（施工能力評価型様式 7 号）

③ 技術資料（根拠資料）

上記②の技術資料（様式）の内容を証明する根拠資料

(2) 提出期間

入札公告4(7)のとおり

なお、入札参加者から提出された技術資料の再提出又は修正は、原則として認めない。

(3) 提出方法

- ① 入札書に入札金額、入札金額の内訳（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）（以下、「入札金額内訳」という。）、入札参加者が自己評価した下記（別表 2 加算点「評価基準」）に示す評価区分毎の評価点（以下、「入札書自己申告評価点」という。）、施工体制確認型実施要領で定める入札金額が調査基準価格未満かつ失格基準価格以上であった場合の「追加資料の提出意思」（意思ありの場合は“○”、意思なしの場合“×”）を入力し提出すること。再度入札の場合において、再度入札書の申告内容により審査を行い、入札書提出後の修正は原則として認めない。また、不落随契に際して見積書を提出する場合も同様とする。

- ② 技術資料は、電子入札システムを使用して、第 1 回目の入札時に添付ファイルとして提出する。添付ファイルの容量は10MBまで提出できる。再度入札の場合において、添付ファイルの提出は不要であり、第1回目の入札時に提出された技術資料により審査を行う。

なお、添付ファイルは第 1 回目の入札金額に対応した工事費内訳書と技術資料を 1 つのファイルフォルダに収め、ファイルフォルダを10MB以内に圧縮後、入札書の「内訳書」欄に添付して提出すること。

圧縮しても10MB以内に収まらない場合又は電子化ができない場合は、技術資料（根拠資料）を持参によって提出することができる。この場合は、技術資料の提出期間に④に示す場所に持参

するとともに、技術資料（様式）については、必ず提供した様式（Excel形式）で、電子入札システムを使用して提出すること。

ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して技術資料（様式）ファイルを添付し提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による提出を行うことができる。

- ③ 電子入札システムを使用して提出する場合のファイル形式は、次の表に示すいずれかのアプリケーションで読取可能なもの、又はそれらを圧縮したものとすること。ファイルの圧縮に当たっては、ZIP形式の圧縮ファイルで提出すること。ただし、自己解凍方式は認めない。

なお、技術審査を円滑に行うため、原則として各様式は入札情報サービスからダウンロードしたファイルと同じファイル形式によって提出すること。

使用アプリケーション	ファイルの保存形式
Microsoft Word	Word2019形式以下（ファイル名.docx、ファイル名.doc）
Microsoft Excel	Excel2019形式以下（ファイル名.xlsx、ファイル名.xls）
その他	PDF形式（ファイル名.pdf）

- ④ 持参によって提出する資料がある場合の提出先

兵庫県加古川市加古川町寺家町97-1
東播磨県民局 総務企画室 総務防災課
電話番号 079-421-9256

(4) 様式等の交付

- ① 交付期間

入札公告4(3)のとおり

- ② 交付方法

技術資料の様式等は、必ず上記①の交付期間内に入札情報サービスからダウンロードによって取得すること。

3 追加資料作成要領

(1) 提出意思確認

全ての入札参加者は、第1回目の入札に際し、入札価格が調査基準価格未満かつ失格基準価格以上であった場合の追加資料の提出意思について、上記2(3)①のとおり入札書によって申告すること。

(2) 提出対象者

契約担当者が施工体制を審査するための追加資料の提出対象者は、以下のとおりとする。

- ① 入札価格が調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の者のうち、上記(1)に基づく追加資料の提出意思がある者は、下記(3)に定める追加資料を提出しなければならない。
- ② 入札価格が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の者は、追加資料の提出は不要とする。
- ③ 入札価格による追加資料提出の要否は、開札後、保留通知書にて通知する。
- ④ 再度の入札を行う場合は、再度入札書の追加資料の提出意思の申告内容による。また、不落随契に際して見積書を提出する場合も同様とする。

(3) 提出資料

- ① 下請予定業者等一覧表（様式4-1号）
- ② 配置予定技術者名簿（様式5-1号）
- ③ 資材購入予定先一覧（様式8-2号）
- ④ 機械リース元一覧（様式9-2号）
- ⑤ 労務者の確保計画（様式10号）

- ⑥ 工種別労務者配置計画（様式10－1号）
- ⑦ 建設副産物の搬出地（様式11号）
- ⑧ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式11－1号）
- ⑨ 施工体制台帳（様式13号）
- ⑩ 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式19－1号）
- ⑪ 品質確保体制（品質管理計画書）（様式19－2号）
- ⑫ 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式19－3号）
- ⑬ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式20－1号）
- ⑭ 安全衛生管理体制（点検計画）（様式20－2号）
- ⑮ その他契約担当者が必要と認める事項に関するもの

(4) 提出期間

令和8年10月19日（月）から10月20日（火）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- ① 期限内に追加資料の全部若しくは一部を提出しない者又は白紙で提出した者の行った入札は無効とする。
- ② 入札書による追加資料の提出意思確認において、追加資料を提出すると申告したにもかかわらず、意図して追加資料の提出を行わない等、不誠実な行為を繰り返した者は、兵庫県指名停止基準の適用対象とする場合がある。
- ③ 提出対象者から提出された追加資料の再提出又は修正は原則として認めない

(5) 提出方法

持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）による。

兵庫県加古川市加古川町寺家町97－1

東播磨県民局 総務企画室 総務防災課

電話番号 079－421－9256

(6) 様式等の交付

- ① 交付期間
上記2（4）①のとおり
- ② 交付方法
追加資料の様式等は、必ず上記①の交付期間内に入札情報サービスからダウンロードによって取得すること。

4 総合評価に関する事項

(1) 評価基準

評価基準は別表1、2のとおりとする。

(2) 評価の方法

- ① 評価は、次の算定式によって得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格（単位：億円）}$$

$$= (\text{標準点（90点）} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点}) / \text{入札価格（単位：億円）}$$
- ② 施工体制評価点は、前項で定める評価基準によって各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。
- ③ 加算点は、前項で定める評価基準によって各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。

(3) 落札者の決定方法

- ① 契約担当者は、入札参加資格を満たす者のうち次の全ての要件に該当する者について、上記(1)、(2)及び(4)の規定に基づき確定した評価値の最も高い者を落札者とする。
 - ア 技術資料の審査において、「契約に適合した履行ができない」に該当し、適切と認められないものがないこと。
 - イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - ウ 評価値が基準評価値（標準点を予定価格（億円単位）で除して得た数値）を下回らないこと。
 - エ 低入札価格調査対象工事の入札において入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格が失格基準価格以上であり、当該入札価格で工事の適正な履行を確保することができることと認められること。

(4) 技術資料等の審査

- ① 4(1)及び(2)の規定に基づく評価値を決定するに当たっては、予定価格超過者並びに失格基準価格未満等によって失格となった者及び施工体制確認型実施要領で定める追加資料（以下「追加資料」という。）の提出意思がない等によって無効となった者を除く入札参加者について、次に定めるところによって仮定した技術評価点（標準点と施工体制評価点と加算点の合計値）に基づき、評価値を算定する。
 - ア 施工体制評価点は、入札参加者が入札書に記載された入札価格及び入札金額内訳に基づき、4(1)評価基準 別表1注1(1)(2)、注2(1)(2)により算定する。ただし、入札参加者の入札価格が調査基準価格未満の場合は、満点に3分の1を乗じて得た得点と仮定する。
 - イ 加算点は、入札参加者が入札書に記載された入札書自己申告評価点が全て正しい数値であると仮定する。
- ② ①の規定に基づく評価値の最も高い者が複数となった場合は、くじにより③から⑨までに規定に基づく審査の対象となる順位をつけ、順位が上位（数値が小さい）者を評価値の最も高い者とする。
- ③ ①から②までの規定に基づく評価値の最も高い者に対する技術評価点のうち、加算点について、次に定めるところによって、自己評価申告書の記載事項を確認し、技術評価点を算定する。
 - ア 自己評価申告書の評価点欄に数値の記載がない場合は、当該評価項目の最低点とする。
 - イ 自己評価申告書の評価内容欄に記載された事項と評価点欄に記載された数値が一致しない場合は、当該評価項目の最低点とする。
 - ウ 自己評価申告書の評価点欄に記載された数値と入札書自己申告評価点が一致しない場合、当該の入札書に記載された評価区分は、最低点とする。
- ④ ③の確認によって技術評価点が変更となった場合は、確認した技術評価点に基づき評価値を再算定する。その結果、評価値の最も高い者が変更となった場合は、評価値の最も高い者を選定するまで、②から③までの規定に基づく確認を行う。
- ⑤ ①から④までの規定に基づく評価値の最も高い者に対する技術評価点のうち、加算点について、次に定めるところによって、全ての技術資料の記載事項を確認し、技術評価点を算定する。
 - ア 自己評価申告書に記載された各評価項目における評価点欄の点数が、より高い評価となる場合は、当該評価項目は自己評価申告書の評価点欄の点数によって評価する。
 - イ 自己評価申告書に記載された各評価項目における評価点欄の点数が、より低い評価となる場合は、当該評価項目の最低点とする。
- ⑥ ⑤の確認によって技術評価点が変更となった場合は、確認した技術評価点に基づき評価値を再算定する。その結果、評価値の最も高い者が変更となった場合は、評価値の最も高い者を選定するまで、②から⑤までの規定に基づく確認を行う。
- ⑦ ②から⑥までの規定に基づく評価値の最も高い者に対する技術評価点のうち、①アのただし書きにて仮定した施工体制評価点について、4(1)評価基準 別表1注1(3)、注2(3)により、追加資料の記載事項を確認し、施工体制評価点を算定する。
- ⑧ ⑦の確認によって技術評価点が変更となった場合は、確認した技術評価点に基づき評価値を再算定する。その結果、評価値の最も高い者が変更となった場合は、評価値の最も高い者を選定す

るまで、②から⑦までの規定に基づく確認を行う。

- ⑨ ①から⑧までの規定に基づく確認にて評価値の最も高い者を選定した場合は、技術審査会の審査によって技術評価点及び評価値を確定（審査をしていない者を除く）し、評価値の最も高い者を決定する。
- ⑩ 技術資料等の記載事項によって加点することができないと明確に判断できる評価項目の取扱については、契約担当者の判断による。
また、技術資料等の一部が未提出又は白紙であり、契約担当者が審査できないと明確に判断できる評価項目がある場合は、当該評価項目の最低点とする。
- ⑪ 契約担当者は、技術資料等の内容について疑義がある場合は、必要に応じて技術資料等の記載事項に関するヒアリングを行うことができる。
また、その結果、補足の資料提出を求めることができる。
- ⑫ 技術資料等に虚偽の記載をした者の入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。
- ⑬ ⑨で決定した者が入札参加資格審査又は低入札価格調査で無効となった場合は②～⑨までの規定に基づき、新たに評価値の最も高い者を決定する。

(5) 落札者の決定通知及び公表

- ① 落札結果の通知は、落札決定後、速やかに行う。
- ② 入札参加者は、前項の通知された日の翌日から起算して5日以内（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15条）に定める県の休日を除く。）に、自らの評価項目の得点を様式1号によって照会することができる。
- ③ 契約担当者は、前項の照会に対する評価項目の得点を、様式2号によって回答するものとする。
ただし、不調等によって再度、入札手続を行う必要がある場合は、回答しない。
- ④ 契約担当者は、落札決定後、兵庫県建設工事入札・契約情報公表事務処理要領に基づく公表項目に加え、次の項目を落札決定日の翌日までに公表する。
 - ア 評価値
 - イ 企業の施工能力、配置予定技術者の技術力、地域建設業者の育成、減点及び施工体制の確保の各評価区分の得点（各評価項目の合計点）

(6) 技術資料の記載内容の担保

- ① 技術資料は設計図書に相当するものとして取り扱い、加点の有無に関わらず全ての記載事項に対して履行義務が生じる。ただし、監督員との協議により、仕様どおりの品質確保が期待できないなど履行の必要がないと認められる場合については、この限りではない。
- ② 受注者は、技術資料の記載事項に対する履行状況について適切な時期に監督員の確認を受けること。
- ③ 受注者の責によって技術資料の記載内容が履行できない場合は、工事成績評定点を減じるとともに、当該工事が完成し、引渡し完了した日の翌年度7月から1年間、兵庫県が発注する土木請負工事における総合評価落札方式を適用する全ての工事において、得点の合計から減点を行う。
ただし、受注者の契約担当者に対する書面による申出によって、技術資料の記載内容が履行できなかった原因が現場条件の変更や天候不良等の不測の事態によるもので、受注者の責によるものではないと認められる場合は、工事成績評定点の減点及び総合評価落札方式を適用する工事における得点の減点は行わない。
なお、年度とは、兵庫県の会計年度（4月1日から翌年3月31日までの1年間）とする。
- ④ 契約担当者は、その違反によって契約の目的を達成できないと認められる場合は、契約を解除することがある。
- ⑤ 技術資料に虚偽の記載があった場合又は、受注者の責によって、技術資料の記載内容が履行できない評価項目数が多数に及ぶ場合は、兵庫県指名停止基準の適用対象とする。

5 実施上の留意事項

- ① 契約担当者は、技術資料の内容が提案者以外の者に知られることのないように取り扱う。ただし、落札者の提案内容については、その概要について公表する場合がある。
- ② 技術資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- ③ 契約担当者は、技術資料の記載事項に対する履行に当たって、請負代金額を変更しない。
- ④ 提出された技術資料は、返却しない。
- ⑤ 落札者は、契約期間中、技術資料に記載した配置予定技術者の中から、当該工事現場に原則専任で配置すること。
- ⑥ 技術資料の作成に際して質問がある場合は、入札公告に示す設計図書に対する質問がある場合の取扱によって照会すること。

別表 1 施工体制評価点「評価基準」

評価区分	評価項目	配点	評価方法		得点
施工体制の確保	品質確保の実効性 注1)	15点	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	15点	/30点
			工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	5点	
			その他	0点	
	施工体制確保の 確実性 注2)	15点	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	15点	
			工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	5点	
			その他	0点	
合計		30点			/30点

注1) 「品質確保の実効性」は、入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが契約内容に適合した履行の確実性の向上につながるかについて審査する。

- (1) 入札価格が調査基準価格以上で、入札金額内訳の内容により、契約内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合は15点を加点する。

なお、入札金額内訳の内容により、契約内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合とは、次に該当する場合をいう。

- ・入札金額内訳に記載された金額の内訳が契約予定金額の内訳の直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費の30%の価格以上である場合。

- (2) 入札価格が調査基準価格以上で、入札金額内訳の内容により、契約内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合は5点を加点する。

なお、入札金額内訳の内容により、契約内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合とは、次に該当する場合をいう。

- ・入札金額内訳に記載された金額の内訳が契約予定金額の内訳の直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費の30%の価格未満になる項目が1項目以上ある場合。

- (3) 入札価格が調査基準価格未満である場合は、工事品質確保について契約内容に適合した履行が確実に実現されないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り5点を加点する。

【審査項目】

- ①建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式11号、様式11-1号）
- ②安全確保の体制が構築されると認められるか（様式20-1号、様式20-2号）
- ③その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式19-1号、様式19-2号、様式19-3号）

注2) 「施工体制確保の確実性」は、入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが契約内容に適合した履行の確実性の向上につながるかについて審査する。

- (1) 入札価格が調査基準価格以上で入札金額内訳の内容により、契約内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合は15点を加点する。

なお、入札金額内訳の内容により、契約内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合とは、次に該当する場合をいう。

- ・入札金額内訳に記載された金額の内訳が契約予定金額の内訳の直接工事費の 75%、共通仮設費の 70%、現場管理費の 70%、一般管理費の 30%の価格以上である場合。
- (2) 入札価格が調査基準価格以上で、入札金額内訳の内容により、契約内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合は 5 点を加点する。
- なお、入札金額内訳の内容により、契約内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合とは、次に該当する場合をいう。
- ・入札金額内訳に記載された金額の内訳が契約予定金額の内訳の直接工事費の 75%、共通仮設費の 70%、現場管理費の 70%、一般管理費の 30%の価格未満になる項目が 1 項目以上ある場合。
- (3) 入札価格が調査基準価格未満である場合は、施工体制確保について契約内容に適合した履行が確実に実現されないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り 5 点を加点する。

【審査項目】

- ①下請会社、担当工種等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式 4－1 号、様式 13 号）
- ②施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式 8－2 号、様式 9－2 号、様式 10 号、様式 10－1 号）
- ③配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか（様式 5－1 号）

別表2 加算点「評価基準」

評価区分	評価項目	配点	評価方法						得点		
企業の 施工能力	同種工事の施工実績 注1)	1点	実績がある。						1点	/5点	
			実績がない。						0点		
	工事成績 注2)	2点	工事1件 当たりの 得点 (4件)	申告する工事件数に応じて、右欄の点数を加算する。							
				85点以上			0. 50点／件				
				80点以上 85点未満			0. 40点／件				
				75点以上 80点未満			0. 30点／件				
				70点以上 75点未満			0. 20点／件				
				70点未満、該当工事なし			0. 00点／件				
	社会貢献点数 注3)	2点	100点以上						2. 0点		
			80点以上 100点未満						1. 5点		
			60点以上 80点未満						1. 0点		
40点以上 60点未満						0. 5点					
40点未満						0点					
配置予定 技術者の 技術力 注4)	同種工事の施工実績 注5)	2点	実績がある。						2点	/9点	
			実績がない。						0点		
	工事成績 注6)	4点	工事1件 当たりの 得点 (2件)	申告する工事件数に応じて、右欄の点数を加算する。							
				主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人 として従事した工事							
				85点以上			2. 00点／件				
				80点以上 85点未満			1. 50点／件				
				75点以上 80点未満			1. 00点／件				
				70点以上 75点未満			0. 50点／件				
	70点未満、該当工事なし			0. 00点／件							
	継続学習(CPD)の 取組状況 注7)	3点	推奨単位以上の取得実績がある。						3点		
			推奨単位以上の取得実績がない。						0点		
地域 建設業者 の育成	地域精通度 (本店所在地) 注8)	1点	本店の所在地が指定地域内にある。						1点	/7点	
			本店の所在地が指定地域内にない。						0点		
	県内企業の下請負人 活用状況 注9)	1点	下請負人の全てを県内企業とする、 又は元請負人が県内企業であり自社施工する。						1点		
			上記に該当しない。						0点		
	新技術・新工法 の活用 注10)	1点	当該工事において適用する。						1点		
			当該工事において適用しない。						0点		
	技術者の育成 注11)	1点	若手・女性 技術者	0.5点	国家資格取得 者		0.5点	1点			
					上記に該当し ない		0点	0. 5点			
			上記に該当 しない	0点	国家資格取得 者		0.5点		0点		
					上記に該当し ない		0点				
	建設キャリアアップシ ステム(CCUS)の活用 注12)	1点	CCUSに事業者登録済						1点		
			CCUSに事業者未登録						0点		
	【対象工事のみ設定】 当該工事で使用する 作業船 注14)	2点	自社保有船	1点	環境基準達成		1点	2点			
					環境基準未達成		0点	1点			
自社保有船 以外			0点	環境基準達成		1点	0点				
				環境基準未達成		0点					
評価対象の作業船を使用しない。						0点					

評価区分	評価項目	配点	評価方法				得点
減点	減点項目 注13)	－6点	技術資料の記載内容の 不履行項目数(1年間通算)	不履行なし	0点	/－6点	
				1項目	－2点		
				2項目	－4点		
				3項目以上	－6点		
合計							/最大 21点

注1) 「同種工事の施工実績」は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近15年間及び年度中の入札参加申込期限日までに完成し、引渡し完了した、国、地方公共団体等(※1)が発注した同種工事を元請(※2)として施工した実績(※3)とする。

なお、同種工事とは「港湾・海岸工事において、鋼矢板、鋼管矢板、鋼管杭のいずれかを、船舶を使用し海上打設した工事」とする。

(※1) 国、地方公共団体又は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第45条に規定する法人をいう。

(※2) 共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(※3) 鉄道関連事業等で、施工上のやむを得ない理由によって兵庫県から受託した者が受注した工事を再発注した工事を含む。

注2) 「工事成績」は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近8年間(入札参加申込期限日が4月1日から6月30日までの間の場合は、入札参加申込期限日の前々年度以前の直近8年間)に完成し、引渡し完了した、兵庫県等(※1)又は公社等(※2)(※3)が発注した該当工種の土木工事(※4)を、元請(※5)として施工した工事における工事成績評定点とし、工事実績情報サービス(コリンズ)に登録され、各発注機関の工事成績評定結果を有するものから、最大4件まで加点する。

(※1) 兵庫県、神戸市、近畿地方整備局

施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

(※2) (公財)兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、兵庫県住宅供給公社、近畿農政局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)

施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

平成30年7月1日以降に完成し、引渡し完了したものに限る。

(※3) 地方共同法人日本下水道事業団、(独)水資源機構

施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

令和3年10月1日以降に完成し、引渡し完了したものに限る。

(※4) 緊急小規模工事、点検・清掃・除草・除雪・凍結防止剤散布等の委託業務、その他入札参加者が自らの工事成績評定結果を有しない工事は評価の対象外とする。

また、対象工事については、原則、コリンズ等によって、該当工種に分類されることが確認できる場合に限り加点する。

なお、該当工種は、入札公告に示す工種とし、工種「一般土木工事」と「港湾土木工事」は同じ工種として扱う。

(※5) 共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限る。

注3) 「社会貢献点数」は、入札参加申込期限日において有効な兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿(個票)に登載されている該当工種の「技術・社会貢献評価数値の合計」の点数から、技術評価数値の「工事成績」欄に登載された該当工種の点数を減じた数値とする。ただし、該当工種が技術評価数値の「工事成績」欄に登載されていない工種である場合は、該当工種の「技術・社会貢献評価数値の合計」の点数とする。

なお、該当工種は、入札公告に示す工種とする。

注4) 「配置予定技術者の技術力」は、1級土木施工管理技士及び1級建設機械施工管理技士など監理技術者になり得る資格を有する者を配置し、技術資料に記載されている主任技術者又は監理技術者として配置予定の3名以内の者のうち、得点の合計が最も低い者によって評価する。ただし、工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者については、主任技術者又は監理技術者として配置予定の3名以内の者のうち、得点の合計が最も低い者の比較対象から除く。

なお、入札参加者は、全ての配置予定技術者（工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を除く。）を若手技術者（入札参加申込期限日において40歳未満の者）又は女性技術者とする場合は、主任技術者又は監理技術者に加えて、配置予定技術者に対する入札参加資格要件のいずれにも該当する専任の補助者（以下「専任補助者」という。）（※1）（※2）を現場代理人として配置することができる。

ただし、専任補助者を配置した場合は、専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐の配置は認めない。

専任補助者を配置する場合は、当該評価区分「配置予定技術者の技術力」における全ての評価項目において、配置予定技術者の施工実績に代えて専任補助者の施工実績に基づき評価する。

専任補助者を配置する場合は、入札参加資格要件が求める同種工事の施工実績については、配置予定技術者に代えて専任補助者が施工実績を有していればよい。

全て又は一部の配置予定技術者（工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を除く。）又は専任補助者が契約締結までに、配置予定技術者に対する入札参加資格要件のいずれかに該当しないことが明らかな場合は、「契約に適合した履行ができない」ものとし、欠格とする。

（※1）専任補助者は現場代理人の責務を有するほか、新たに主任技術者又は監理技術者を指導・助言する責務を負うこととし、主任技術者又は監理技術者及び調査基準価格を下回った入札をした者が、建設工事請負契約の相手方となる場合に、主任技術者又は監理技術者とは別に追加して専任で配置する技術者を兼務することができない。

（※2）契約工期中、専任補助者を本件工事現場に専任で配置すること。ただし、主任技術者又は監理技術者が専任を要しない期間を除く。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該専任補助者を変更することを認めない。

やむを得ず当該専任補助者の変更を行う場合は、技術資料に記載した専任補助者と同等以上の能力を有する者を配置すること。

技術資料に記載した専任補助者と同等以上の能力を有する者を配置できない場合は、受注者の責により技術資料の内容が履行できないときに該当する場合がある。

また、契約締結までの間に、技術資料に記載した専任補助者と同等以上の能力を有する者を配置できないことが明らかになった場合は契約を締結しない。

注5）「同種工事の施工実績」は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近15年間及び年度中の入札参加申込期限日までに完成し、引渡し完了した、国、地方公共団体等（※1）が発注した同種工事を元請（※2）の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した実績（※3）とする。

なお、同種工事は、評価区分「企業の施工能力」における評価項目「同種工事の施工実績」に示す工事とする。

監理技術者補佐として従事した工事における施工実績は、申告することができない。

（※1）国、地方公共団体又は建設業法施行令第45条に規定する法人をいう。

（※2）共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限る。

（※3）鉄道関連事業等で、施工上のやむを得ない理由によって兵庫県から受託した者が受注した工事を再発注した工事を含む。

注6）「工事成績」は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近8年間（入札参加申込期限日が4月1日から6月30日までの間の場合は、入札参加申込期限日の前々年度以前の直近8年間）に完成し、引渡し完了した、兵庫県等（※1）又は公社等（※2）（※3）が発注した該当工種の土木工事（※4）を、元請（※5）の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（※6）として契約工期の全期間（※7）に従事した工事における工事成績評定点とし、工事成績情報サービス（コリンズ）に登録され、各発注機関の工事成績評定結果を有するものから、最大2件（※8）まで加点する。

監理技術者補佐として従事した工事における工事成績は、申告することができない。

（※1）兵庫県、神戸市、近畿地方整備局

施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

（※2）（公財）兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、兵庫県住宅供給公社、近畿農政局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)

施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

平成30年7月1日以降に完成し、引渡し完了したものに限る。

（※3）地方共同法人日本下水道事業団、（独）水資源機構

施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

令和3年10月1日以降に完成し、引渡しが完了したものに限る。

(※4) 緊急小規模工事、点検・清掃・除草・除雪・凍結防止剤散布等の委託業務、その他入札参加者が自らの工事成績評価結果を有しない工事は評価の対象外とする。

また、対象工事については、コリンズ等によって、該当工種に分類されることが判断できる場合に限り加点する。

なお、該当工種は、入札公告に示す工種とする。ただし、工種「港湾土木工事」の場合は、「一般土木工事」を含めるものとする。

(※5) 共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(※6) 現場代理人として従事した工事における工事成績は、申告する工事の工事開始日以前に、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定された主任技術者として配置できる国家資格(下記イ～ハのいずれかに限る)の証明書を有していた場合に限り、加点する。

イ 1級又は2級土木施工管理技士(種別は「土木」に限る)

ロ 1級又は2級建設機械施工管理技士

ハ 技術士

建設部門、農業部門(農業土木、農業農村工学)、森林部門(森林土木)、水産部門(水産土木)、総合技術監理部門(建設部門、農業土木、農業農村工学、水産土木、森林土木)

(※7) 工事開始日から引渡し完了した日までとし、工事を全面的に一時中止した期間、工場製作を含む工事において工場製作のみが行われる期間、工事検査後の後片付け期間を除く。ただし、ダム、トンネル等の大規模な工事、契約工期が多年に及ぶことによって工事途中で交代した場合であっても、従事した期間が24か月を超える場合に限り加点する。

(※8) 工事成績の申告は1工事につき1件とし、主任技術者又は監理技術者と現場代理人を兼務した工事における工事成績は、重複して申告することができない。

注7) 「継続学習(CPD)の取組状況」は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近5年間における、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が認定する継続学習制度(CPDS)の学習履歴を評価する。ただし、発注工事の工種が造園工事の場合は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近1年間における、造園CPD協議会が認定する造園CPD制度の実施記録を評価する。

「推奨単位」は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)の場合は、入札参加申込期限日の前年度から起算して連続する年度において、20ユニット/1年間、40ユニット/2年間、60ユニット/3年間、80ユニット/4年間、100ユニット/5年間のいずれか、造園CPD協議会の造園CPD制度の場合は、50単位/1年間とする。

注8) 「地域精通度」は、当該工事において本店の所在地が契約工期中に継続して指定地域内に所在することをあらかじめ申告する場合に加点する。

「本店の所在地」は、建設業の許可を受けた主たる営業所(本店)の所在地とする。

なお、指定地域は、「高砂市」とする。

当該評価項目を「本店の所在地が指定地域内にある。」として申告した受注者は、契約工期中の履行状況について適切な時期に確認を受けることを要件とする。

注9) 「県内企業の下請負人活用状況」は、当該工事において県内企業を下請負人として活用すること又は県内企業が元請負人として自社施工することをあらかじめ申告する場合に加点する。

「県内企業」とは、建設業の許可を受けた主たる営業所(本店)が県内に所在する者、「下請負人」とは、県から工事を受注した元請負人から当該工事の履行のために直接工事を受注した者(一次下請に限る。)とする。

当該評価項目を「下請負人の全てを県内企業とする、又は元請負人が県内企業であり自社施工する。」として申告した受注者は、施工体制台帳を監督員に提出するとともに、その履行状況について適切な時期に確認を受けることを要件とする。

なお、受注者の責によらない設計変更によって追加された工種について、県内企業を下請負人として活用、又は県内企業が元請負人として自社施工することが不可能な場合はその履行義務を免除する。

注10) 「新技術・新工法の活用」は、当該工事において新技術・新工法を活用することをあらかじめ申

告する場合に加点する。「新技術・新工法」とは、「新技術情報提供システム（NETIS）」又は「ひょうごの土木技術活用システム」に掲載された技術・工法（設計図書に含まれる新技術・新工法を除く。）とする。

なお、当該工事において「新技術情報提供システム（NETIS）」又は「ひょうごの土木技術活用システム」の概要欄に掲載された全ての技術・工法を活用し、その効果を確認すること。

当該評価項目を「当該工事において適用する。」として申告した受注者は、採用する新技術・新工法の活用方法等について施工計画書に記載の上、監督員に提出するとともに、その履行状況について適切な時期に確認を受けることを要件とする。

注11) 「技術者の育成」は、技術資料に記載されている配置予定技術者3名以内の者のうち、点数の合計が最も低い者によって評価する。

当該工事において、配置予定技術者が若手（入札参加申込期限日において40歳未満の者）若しくは女性である場合、又は配置予定技術者が入札参加申込期限日の前年度以前の直近8年間及び年度中に入札参加申込期限日までに建設業法第26条に規定された監理技術者として配置できる国家資格（※1）を取得した者である場合に加点する。ただし、工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を除く。

（※1）評価の対象とする国家資格は、入札公告に示す工種に限定しない。

注12) 「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」は、元請負人がCCUSに事業者登録済であることを申告する場合に加点する。

共同企業体は元請の全ての構成員が事業者登録済みである場合に加点する。

注13) 「減点項目」は、入札参加申込期限日の前年度1年間（入札参加申込期限日が4月1日から6月30日までの間の場合は、入札参加申込期限日の前々年度1年間）に完成し、引渡し完了した、兵庫県が発注した総合評価落札方式の工事を、元請（※1）として施工した工事における、技術資料の記載内容に対する不履行の実績とする。

（※1）共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限る。

注14) 港湾土木工事において対象となる作業船を工程上必要な全期間に渡り使用する場合のみ、「当該工事で使用する作業船」を評価項目とする。

「当該工事で使用する作業船」は、当該工事において使用する作業船（※1）について自社保有船（※2）を使用する、又は環境基準を達成した作業船（※3）を使用する場合に加点する。

当該評価項目を「当該工事において自社保有船を使用する、又は環境基準を達成した作業船を使用する。」として申告した受注者は、作業船の使用状況について施工計画書に記載の上、監督員に提出し、また、その履行状況について適切な時期に確認を受けるとともに、工程上必要とする全期間の作業船の使用状況を写真等により報告することを要件とする。

近接する既契約工事で加点評価された作業船を当工事で使用する場合は、当該作業船の使用期間が両工事において重複しないことを施工計画書の工程表等により監督員の確認を受ける。

（※1）当該工事において使用する以下の作業船に限り評価する。

なお、複数の作業船を使用する場合でも、評価の対象は1隻とする。

①ポンプ浚渫船 ②グラブ浚渫船 ③バックホウ浚渫船 ④リクレーマ船 ⑤バージアンローダ船 ⑥空気圧送船 ⑦旋回起重機船 ⑧固定起重機船 ⑨クレーン付台船 ⑩杭打船 ⑪コンクリートミキサー船 ⑫ケーソン製作用台船 ⑬深層混合処理船 ⑭サンドドレーン船 ⑮サンドコンパクション船

（※2）自社保有船とは、100%自社所有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社が100%所有又は親会社と共有で100%所有している船舶をいう。また、申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、かつ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う（ファイナンスリース）船舶も自社保有船に含めることが出来る。

備船契約した船舶、共有保有船、借上、リース、下請保有船は自社保有船に含めない。

（※3）環境基準を達成した作業船とは、当該作業船に搭載された全ての原動機が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第19条の3に規定された「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」（平成22年改正）を満たした環境負荷の低い作業船のことをいう。なお、作業船の原動機として、「国際大気汚染防止原動機証書」が発行されていない原動機は評価の対象としない。